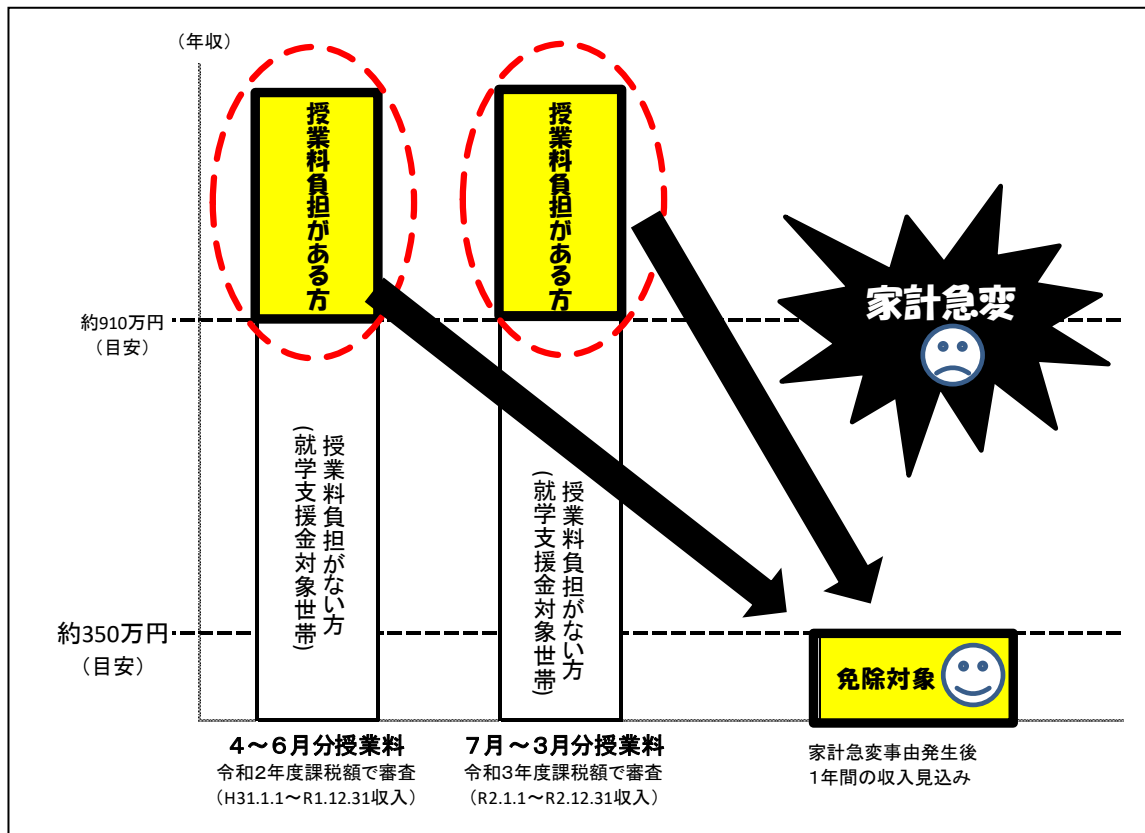


家計急変による授業料免除制度のお知らせ

- 所得要件を満たさないため、高等学校等就学支援金の支給対象にならない方は、原則、授業料をご負担いただきます。
- ただし、**失職や倒産等により家計が急変された方は**、授業料の免除制度があります。
- 免除制度を利用するためには、**在学する高校へ申請する必要があります。**

【例】神奈川県立高校の場合のイメージ図

(市立高校は、免除基準が異なる場合があります。)



【神奈川県立高校に在学している場合】

- ※ 免除の基準である「年収約350万円未満」は目安であり、家族構成（扶養人数等）によって変動します。
- ※ 授業料免除に関するご案内、申請の受付、審査、免除決定については、各高校にて行います。
- ※ 詳しくは、神奈川県ホームページにてご確認ください。

神奈川 家計急変 公立 検索

→ 「県立高校家計急変による授業料免除制度」をクリック

<https://www.pref.kanagawa.jp/docs/en7/koukou.html>



【横浜市立高校、川崎市立高校、横須賀市立高校に在学している場合】

- ※ 免除の基準は、学校設置者（横浜市、川崎市、横須賀市）によって異なりますので、各市教育委員会又は在学する高校へお問い合わせください。

☎ お問い合わせは、在学する高校の事務室へ